

成蹊大学リサーチ・アシスタントの採用等に関する規則

制 定 2018年3月7日
大 学 評 議 会
最新改正 2019年5月22日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学（以下「本学」という。）の学術研究における一層の研究支援体制の充実を図るために置くリサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則におけるRAとは、本学の学部、大学院研究科等が実施する研究プロジェクト等の研究活動に必要な補助業務を行う者をいう。

(就業規則の適用)

第3条 RAは、成蹊学園アルバイト就業規則の適用を受ける。

(採用)

第4条 RAは、本学大学院博士後期課程に在学する者で、将来、研究者となる意欲及び優れた能力を有するもののうちから採用する。

2 RAの採用を希望する者（以下「申請者」という。）は、採用を希望する3ヵ月前（ただし、当該研究プロジェクト等に係る特別の事情がある場合は、この限りでない。）までに、RAとして適当であると申請者が判断した者が在籍する研究科の研究科長の了解を得た上で、当該研究プロジェクト等の長及び学長を経て理事長に申請しなければならない。

3 RAの採用は、科学研究費補助金、競争的資金制度において公的資金を伴う委託研究等学長が必要と認め、理事長が承認した研究プロジェクト等に限るものとする。

(担当時間数)

第5条 RAの勤務時間は、年間500時間を限度とする。ただし、理事長の許可があった場合はこの限りでない。

(事務の所管)

第6条 RAに関する事務は、学長室研究助成課が行う。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事長と協議の上、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (略)